

◎海外法律情報◎

ドイツ

「原子力法」 一部改正へ

こうした事態の中で、電力会社首脳が一九九二年一月末にコール首相に送った書簡がきっかけとなって、一九九三年三月から「エネルギー・コンセンサス」協議（各党代表者、連邦政府及び州の関係閣僚などが参加して今後のエネルギー政策のあり方について話し合う）が始まった。しかし、原子力を主要議題としたこの話し合いは、結局、合意に至らず、一〇月二七日に打ち切られた。

ドイツでは今年、一〇月の総選挙を含め一九の選挙が予定されている。総選挙の行方を占う前哨戦と位置づけられていた三月のニーターザクセン州議選では、コール首相率いるキリスト教民主同盟（CDU）が後退した一方で、「社会民主党（SPD）」の善戦、「緑の党」の躍進が目立った。

秋に向けての一連の選挙結果は、今後のドイツの原子力政策にも影響をおよぼすだけに、大いに注目される。

「エネルギー・コンセンサス」協議

チェルノブイリ原発事故以後、ドイツでは、原子力問題をめぐって与野党間で対立が激化した。そして、原子力施設等の実質的規制権限を州政府が握っていることなどから、再処理施設の建設許可の取り消し、高速増殖炉の閉鎖などが相次いで起きた。

方レベルの「コンセンサス」協議を推進しているのは、中央レベルでの「コンセンサス」協議再開に熱心なニーター・ザクセン州首相シュレダー（SPD）である。彼は、中央レベルの「コンセンサス」協議においても、使用済燃料の直接処分などを盛り込んだ妥協案による与野党合意に意欲的に取り組んでいた。

連邦レベルの話し合い再開の展望が開けない中で、一九九三年二月二十四日、「原子力法（AtG）」（正式には、「核エネルギーの平和利用及びその危険の防護に関する法律）」の一部改正等を盛り込んだエネルギー関係法案が、政府により、連邦参議院に提出された（Bundesrat-Drucksa. Nr. 800/93, 1993-12-24）。

部分改正案の内容

「連邦環境・自然保護・原子炉安全省」が、改正原案を作成していた段階では、「原子力法」一条（法律的目的）の中の原子力の振興目的（「原子力の平和目的での研究、開発および利用を推進すること」）の削除から、一八条（損失補償）の改正にまで及ぶ、かなりおおがかりなものになるのではないかと見られていた。しかし、一二月二四日に提出された政府改正案では、結局、七条（施設の許可）と九a条（放射性残留物の利用および放射性廃棄物の除去）の部分改正に留まった。

七条関係では、七条（一）の後に、

「七条（2a）」を挿入することになった。その内容は、炉心溶融といった万一の事故が発生した場合にも、施設内で万全の事故対策が取られ、発電用核分裂施設（原発）の外では、有害放射線防護のための徹底的措置を取る必要のないような原発に対してのみ許可が与えられる、というものである。つまり、将来の新型炉導入をにらみ、原発に安全対策の一層の強化を求めたのである。ただし、一九九三年二月三十一日以前に許可のおりた施設（原発）には、この条項は適用されない。

九a条（一）の改訂は、使用済燃料の処理に新たな道を開こうというものである。現行「原子力法」の規定では、科学技術の水準や経済性等から判断して不合理でない限り、使用済燃料を再処理しなければならぬ、となっている。それを、改訂九a条（一）では、科学技術水準等から見てという条件規定を削除し、「災害なき再利用」（再処理）と「放射性廃棄物の秩序ある除去」（直接貯蔵）とを、同列の選択肢に据えた。

連邦議会は、CDU等が過半数を占めているため、一〇月の総選挙前に改正法が成立する可能性は極めて高いという。ただ、この改正法が通ったとしても、SPDが実権を握る州において、原発等の各種規制が緩和されるとは思えない、と専門家は述べている。（岩城成幸）